

# 避難所運営マニュアル（ひな型） (新型コロナウィルス感染症対策関係分 抜粋)

## 避難所運営で特に気をつけること

- ・感染症、食中毒等のリスクを低下させるため、発災直後から衛生管理に徹底して取り組む必要がある。特に咳エチケットや手洗いを徹底する。
- ・トイレの衛生対策に取り組む。

## 事前の準備

- ・感染症等の予防のため、居住空間は土足禁止を徹底する。
- ・感染症流行の可能性がある場合、1人あたりスペースをなるべく広くとる。
- ・段ボールやパーテーションなどを用いて区画を区切ることは、プライバシーの確保に加え、感染症対策にも有効となる。

## 避難者の受付

- ・体温計及びアルコール消毒液等を用意する。
- ・避難所利用者登録票に記入してもらうとともに、検温・問診を行う。
- ・マスク未着用者に対して、マスクを配布する。
- ・生活空間に入る前に、手洗いまたはアルコール消毒液等による手指の消毒をお願いする。
- ・検温や聞き取りを実施し、発熱などの体調不良を訴える場合は、別室や専用スペースに案内する。
- ・配布する物品（マスク・毛布など）がある場合は、人数分手渡しする。

## 避難生活

- ・発熱等体調不良の人ための専用トイレを確保することが望ましい。
- ・ごみを扱う人は、マスクや手袋を着用する。
- ・2つ以上の窓を同時に開けるなど、定期的に換気を実施する。
- ・感染症が流行する可能性がある場合、避難者全員がマスクを着用するよう呼びかける。マスクがない場合は、鼻と口を覆える大きさのタオルや手拭いなども代わりに使える。

## 配慮が必要な人等への対応

- ・配慮が必要な人や発熱等の体調不良の人の情報を共有する。
- ・感染症が疑われる場合は、すみやかに市町村災害対策(各地区)本部に連絡し医師などの派遣を要請する。
- ・避難所において、新型コロナウィルス感染症の発症が疑われる人がいる場合は、同じ兆候・症状のある人を同室にすることについては、新型コロナウィルス感染症を想定した場合には望ましくないため、避難所のスペースの利用方法等について、事前に必要に応じて保健所等に相談するなど、関係部局や施設管理者と調整を図っておく。

なお、避難所において新型コロナウィルス感染症を発症した人がいる場合は、軽症者であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないため、すみやかに〇〇〇災害対策（各地区）本部を通じて保健所に連絡し、対応や指示を依頼する。

## その他

- ・避難所の情報掲示板に、感染症等発生情報を掲示する。
- ・避難所以外の場所に滞在する人の状況も、町内会や自治会などに協力してもらい把握する。